

雇用保険のしおり

令和6年9月版



 **愛知労働局職業安定課**
ハローワーク（公共職業安定所）

雇用保険手続は簡単・便利な電子申請で!!

詳しくは本書187・188ページをご覧ください。

はじめに

◎労働保険とは…

雇用保険と労働者災害補償保険（労災保険）を総称したもので、労働者を雇用する事業が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者（事業主）は、保険者（政府）に保険料を納付する義務を負い、被保険者（労働者）は、保険事故（失業・業務災害・通勤災害）が生じた場合に、保険者に対して保険給付を請求する権利を持つという法律関係になっています。

◎雇用保険とは…

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

この目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行い、このための費用は、国・事業主及び労働者の三者がそれぞれ負担することになっています。

◎労災保険とは…

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能を持った制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病气・死亡等に対し事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。

※詳しくは

雇用保険…最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）
労災保険…最寄りの労働基準監督署
] へお問合せください。
(ハローワーク所在地一覧は裏表紙を、労働基準監督署所在地一覧は巻末をご覧ください。)

あなたに代わって事務処理を行う

労働保険事務組合への委託をお勧めします。

事務委託した事業主の利点は、

- ①事業主自身の事務処理が軽減され、労力が省けます。
- ②保険料を年間3回に分けて納付できます。
- ③事業主及び家族従業者も労災保険に特別加入できます。

詳しくは本書 87 ページをご覧ください。

目次

| | | |
|-----|---|----|
| 第1章 | ハローワーク（公共職業安定所）からのお願い | 1 |
| 1 | 雇用保険関係におけるオンライン・システムによる事務処理 | 1 |
| 2 | 届出書類の記載方法などの注意事項 | 2 |
| 3 | ハローワークからお渡しした届出書類等の保管 | 2 |
| 第2章 | 雇用保険の適用について | 4 |
| 1 | 適用事業とは | 4 |
| 2 | 暫定任意適用事業とは | 4 |
| 3 | 適用の単位 | 4 |
| 4 | 労働保険の適用のしくみ | 4 |
| 第3章 | 適用事業所についての諸手続 | 5 |
| 1 | 事業所を新たに設置したとき | 5 |
| 2 | 事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき | 11 |
| 3 | 事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき | 14 |
| 4 | 労働保険料の申告・納付に関する事務をまとめて処理したいとき | 17 |
| 5 | 事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理人を解任したとき | 19 |
| 6 | 施設が適用事業所にあたらないとき | 20 |
| 7 | 事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの | 21 |
| ○ | 適用事業所についての諸手続に関するQ&A | 23 |
| 第4章 | 被保険者について | 24 |
| 1 | 被保険者の範囲 | 24 |
| 2 | 被保険者の種類 | 24 |
| 3 | 被保険者とならない者（適用除外） | 25 |
| 4 | 「31日以上雇用見込み」に関する具体例 | 26 |
| 5 | 被保険者に関するQ&A | 29 |
| ○ | 被保険者に関する具体例 | 30 |
| 第5章 | 被保険者についての諸手続 | 33 |
| 1 | 被保険者となる労働者を新たに雇用したとき | 33 |
| 2 | 離職等により被保険者でなくなったとき | 36 |
| 3 | 昭和56年7月以前から被保険者となっている方の届出について | 66 |
| 4 | 被保険者が転勤したとき | 67 |
| 5 | 被保険者が氏名を変更したとき | 68 |
| 6 | 被保険者が「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員でなくなったとき | 69 |
| 7 | 被保険者関係の届出をしたときにお渡しするもの | 70 |
| 8 | マルチジョブホルダーの手続 | 72 |
| ○ | 被保険者に関する諸手続Q&A | 76 |
| 第6章 | 賃金について | 80 |
| 1 | 雇用保険法上の賃金とは | 80 |
| 2 | 労働保険料の算定となる賃金とは | 80 |
| 3 | 離職証明書等に記載できる賃金とは | 80 |
| 4 | 賃金の範囲に算入される現物給与とは | 81 |
| 5 | 賃金と解されるものと、解されないものの具体例 | 82 |
| 第7章 | 労働保険料のしくみ | 83 |
| 1 | 保険料の種類 | 83 |
| 2 | 保険率と労働保険料の計算方法 | 83 |
| 3 | 一般拠出金について | 85 |
| 4 | 概算保険料の申告と納付（一般保険料の場合） | 85 |
| 5 | 確定保険料の申告 | 85 |
| 6 | 年度更新と納付手続 | 85 |
| 7 | 概算保険料の延納（分割納付） | 86 |
| 8 | 保険料の負担 | 86 |
| 9 | 追徴金等の賦課 | 86 |

| | | |
|------|--|-----|
| 第8章 | 労働保険事務組合について | 87 |
| 1 | 労働保険事務組合とは | 87 |
| 2 | 労働保険事務組合に委託した場合のメリット | 87 |
| 3 | 労働保険事務組合に委託することができる事業主は | 87 |
| 4 | 労働保険事務組合に委託できる事務の範囲は | 87 |
| 5 | 労働保険事務組合への委託料、委託手続は | 87 |
| 第9章 | 雇用継続給付(高年齢雇用継続給付・介護休業給付)及び育児休業給付受給のための手続について | 88 |
| 1 | 事業主の皆様をお願いします! | 88 |
| 2 | 必ず本人にお渡しください! | 88 |
| 3 | 賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか? | 88 |
| 第10章 | 高年齢雇用継続給付について | 89 |
| 1 | 高年齢雇用継続給付とは | 89 |
| 2 | 高年齢雇用継続給付の基本的な流れ | 90 |
| 3 | 高年齢雇用継続基本給付金について | 92 |
| 4 | 高年齢再就職給付金について | 103 |
| 5 | 離職等により被保険者資格を喪失したとき | 106 |
| 6 | 年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について | 107 |
| 7 | こんなときは・・・? | 108 |
| 8 | 支給申請書等の記入例及び通知例について | 109 |
| ○ | 高年齢雇用継続給付に関するQ&A | 115 |
| ○ | 「支給率早見表」と「支給額早見表」 | 119 |
| 第11章 | 介護休業給付について | 120 |
| 1 | 介護休業給付とは | 120 |
| 2 | 介護休業給付の基本的な流れ | 120 |
| 3 | 介護休業給付金について | 121 |
| 4 | こんなときは・・・? | 128 |
| 5 | 支給申請書等の記入例について | 129 |
| ○ | 介護休業給付に関するQ&A | 131 |
| 第12章 | 育児休業給付について | 133 |
| 1 | 育児休業給付とは | 133 |
| 2 | 育児休業給付の基本的な流れ | 134 |
| 3 | 出生時育児休業給付について | 136 |
| 4 | 育児休業給付金について | 142 |
| 5 | こんなときは・・・? | 158 |
| 6 | 支給申請書等の記入例について | 159 |
| ○ | 育児休業給付に関するQ&A | 164 |
| 第13章 | 失業等給付について | 170 |
| 1 | 求職者給付 | 171 |
| 2 | 就職促進給付 | 177 |
| 3 | 教育訓練給付 | 179 |
| 第14章 | 日雇労働被保険者の給付について | 182 |
| 1 | 雇用保険の適用を受ける日雇労働者とは | 182 |
| 2 | 日雇労働被保険者を雇い入れた場合の手続は | 182 |
| 第15章 | その他 | 184 |
| 1 | 不正受給について | 184 |
| 2 | 審査請求について | 185 |
| 3 | 雇用関係助成金について | 186 |
| 4 | 電子申請について | 187 |
| 第16章 | 付録 | 189 |
| 1 | 職業分類の説明 | 189 |
| 2 | 産業分類表 | 190 |
| 3 | 労災保険率表 | 191 |
| 4 | 各種参考様式・記入例等 | 192 |

労働基準監督署・年金事務所の所在地及び管轄区域等一覧表

労働基準監督署

令和6年9月30日現在

| 監督署番号 | 監督署名 | 所在地 (郵便番号) | 電話番号 | 管轄区域 |
|-------|--------|---------------------------------|------------------------------|--|
| 2301 | 名古屋北 | 名古屋市東区白壁1-15-1 (名古屋合同庁舎第3号館) | (〒461-8575) 052(961)8655(労災) | 東区 北区 中区 守山区 春日井市 小牧市 |
| 2302 | 名古屋南 | 名古屋市港区港明1-10-4 | (〒455-8525) 052(651)9209(労災) | 中川区 港区 南区 |
| 2303 | 名古屋東 | 名古屋市天白区中平5-2101 | (〒468-8551) 052(800)0794(労災) | 千種区 昭和区 瑞穂区 熱田区 緑区 名東区 天白区 豊明市 日進市 愛知郡東郷町 |
| 2304 | 豊橋 | 豊橋市大町111 (豊橋地方合同庁舎) | (〒440-8506) 0532(54)1194(労災) | 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 北設楽郡 |
| 2306 | 岡崎 | 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎5階) | (〒444-0813) 0564(52)3161(代表) | 岡崎市 額田郡 |
| 2307 | 一宮 | 一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎) | (〒491-0903) 0586(45)0206(代表) | 一宮市 稲沢市 |
| 2308 | 半田 | 半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎) | (〒475-8560) 0569(21)1030(代表) | 半田市 常滑市 東海市 知多市 大府市 知多郡 |
| 2309 | 津島 | 津島市寺前町3-87-4 | (〒496-0042) 0567(26)4155(代表) | 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡 |
| 2310 | 瀬戸 | 瀬戸市熊野町100 | (〒489-0881) 0561(82)2103(代表) | 瀬戸市 尾張旭市 長久手市 |
| 2311 | 刈谷 | 刈谷市若松町1-46-1 | (〒448-0858) 0566(21)4885(代表) | 刈谷市 碧南市 安城市 知立市 高浜市 |
| 2312 | 岡崎西尾支署 | 西尾市徳次町下十五夜13 | (〒445-0072) 0563(57)7161(代表) | 西尾市 |
| 2313 | 江南 | 江南市尾崎町河原101 | (〒483-8162) 0587(54)2443(代表) | 江南市 犬山市 岩倉市 丹羽郡 |
| 2314 | 名古屋西 | 名古屋市中村区二ツ橋町3-37 | (〒453-0813) 052(481)9534(労災) | 中村区 西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡 |
| 2315 | 豊田 | 豊田市常盤町3-25-2 | (〒471-0867) 0565(35)2323(代表) | 豊田市 みよし市 |

年金事務所

| 事務所名 | 所在地 (郵便番号) | 電話番号 | 管轄区域 | |
|------|---|--------------|-------------------------------|----------------|
| | | | 健康保険・厚生年金保険 | 国民年金 |
| 大曾根 | 名古屋市東区東大曾根町28-1 (〒461-8685) | 052(935)3344 | 千種区 東区 北区 守山区 名東区 春日井市 小牧市 | 千種区 東区 守山区 名東区 |
| 中村 | 名古屋市中村区太閤1-19-46 (〒453-8653) | 052(453)7200 | 中村区 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡 | 同左 |
| 鶴舞 | 名古屋市中区富士見町2-13 (〒460-0014) | 052(323)2553 | 中区 | 同左 |
| 熱田 | 名古屋市熱田区伝馬2-3-19 (〒456-8567) | 052(671)7263 | 熱田区 中川区 港区 | 同左 |
| 笠寺 | 名古屋市南区柵下町3-21 (〒457-8605) | 052(822)2512 | 瑞穂区 南区 緑区 豊明市 | 同左 |
| 昭和 | 名古屋市昭和区桜山町5-99-6 桜山駅前ビル (〒466-8567) | 052(853)1463 | 昭和区 天白区 日進市 愛知郡 | 同左 |
| 名古屋西 | 名古屋市西區城西1-6-16 (〒451-8558) | 052(524)6855 | 西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡 | 同左 |
| 名古屋北 | 名古屋市北区清水5-6-25 (〒462-8666) | 052(912)1213 | | 北区 春日井市 小牧市 |
| 豊橋 | 豊橋市孤口町3-96 (〒441-8603) | 0532(33)4111 | 豊橋市 蒲郡市 田原市 | 同左 |
| 岡崎 | 岡崎市朝日町3-9 (〒444-8607) | 0564(23)2637 | 岡崎市 額田郡 | 同左 |
| 一宮 | 一宮市新生4-7-13 (〒491-8503) | 0586(45)1418 | 一宮市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 丹羽郡 | 同左 |
| 瀬戸 | 瀬戸市共栄通4-6 (〒489-8790) | 0561(83)2412 | 瀬戸市 尾張旭市 長久手市 | 同左 |
| 半田 | 半田市西新町1-1 (〒475-8601) | 0569(21)2375 | 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡 | 同左 |
| 豊川 | 豊川市金屋町32 (〒442-8605) | 0533(89)4042 | 豊川市 新城市 北設楽郡 | 同左 |
| 刈谷 | 刈谷市寿町1-401 (〒448-8662) | 0566(21)2110 | 刈谷市 碧南市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 | 同左 |
| 豊田 | 豊田市神明町3-33-2 (〒471-8602) | 0565(33)1123 | 豊田市 みよし市 | 同左 |

公共職業安定所の所在地及び管轄区域等一覧表

令和6年9月30日現在

| 安定所番号 | 安定所名 (出張所名) | 所在地 (郵便番号) | 電 話 | 管 轄 区 域 |
|-------|----------------|--|-----------------------------------|--|
| 2302 | 名古屋中 | 名古屋市中区錦2-14-25 (〒460-8640) ヤマイチビル | ★ハローワーク・コールセンター 052 (855) 3740 | 西区 中村区 中区 中川区 北区 北名古屋市 清須市 西春日井郡 |
| 2303 | 名古屋南 | 名古屋市熱田区 旗屋2-22-21 (〒456-8503) | ★ハローワーク・コールセンター 052 (681) 1211 | 瑞穂区 熱田区 港区 南区 緑区 豊明市 |
| 2301 | 名古屋東 | 名古屋市名東区 平和が丘1-2 (〒465-8609) | ★ハローワーク・コールセンター 052 (774) 1115 | 千種区 昭和区 名東区 天白区 東区 守山区 日進市 長久手市 愛知郡 |
| 2304 | 豊橋 | 豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎1階) (〒440-8507) | ★ハローワーク・コールセンター 0532 (52) 7191 | 豊橋市 田原市 |
| 2305 | 岡崎 | 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎1階) (〒444-0813) | ★ハローワーク・コールセンター 0564 (52) 8609 | 岡崎市 額田郡 |
| 2306 | 一宮 | 一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎内) (〒491-8509) | ★ハローワーク・コールセンター 0586 (45) 2048 | 一宮市 稲沢市(平和町を除く。) |
| 2307 | 半田 | 半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎1階) (〒475-8502) | ★ハローワーク・コールセンター 0569 (21) 0023 | 半田市 常滑市 東海市 知多市 知多郡 |
| 2308 | 瀬戸 | 瀬戸市東長根町86 (〒489-0871) | 0561 (82) 5123 | 瀬戸市 尾張旭市 |
| 2309 | 豊田 | 豊田市常盤町3-25-7 (〒471-8609) | ★ハローワーク・コールセンター 0565 (31) 1400 | 豊田市 みよし市 |
| 2310 | 津島 | 津島市寺前町2-3 (〒496-0042) | ★ハローワーク・コールセンター 0567 (26) 3158 | 津島市 愛西市 稲沢市(平和町) 弥富市 あま市 海部郡 |
| 2311 | 刈谷 | 刈谷市若松町1-46-3 (〒448-8609) | ★ハローワーク・コールセンター 0566 (21) 5001 | 刈谷市 安城市 知立市 高浜市 大府市 |
| | 碧南出張所 | 碧南市浅間町1-41-4 (〒447-0865) | 0566 (41) 0327 | 碧南市 |
| 2312 | 西尾 | 西尾市熊味町小松島41-1 (〒445-0071) | 0563 (56) 3622 | 西尾市 |
| 2313 | 犬山 | 犬山市松本町2-10 (〒484-8609) | ★ハローワーク・コールセンター 0568 (61) 2185 | 犬山市 江南市 岩倉市 丹羽郡 |
| 2314 | 豊川 | 豊川市千歳通1-34 (〒442-0888) | ★ハローワーク・コールセンター 0533 (86) 3178 | 豊川市 |
| | 蒲郡出張所 | 蒲郡市港町16-9 (〒443-0034) | 0533 (67) 8609 | 蒲郡市 |
| 2315 | 新城 | 新城市西入船24-1 (〒441-1384) | 0536 (22) 1160 | 新城市 北設楽郡 |
| 2317 | 春日井 | 春日井市南下原町2-14-6 (〒486-0841) | ★ハローワーク・コールセンター 0568 (81) 5135 | 春日井市 小牧市 |

◎「★ハローワーク・コールセンター」の表示のある電話番号について

「★ハローワーク・コールセンター」の表示のある電話番号は、自動音声応答による取り次ぎサービスを行っています。
 音声案内にしたがって、「部門コード」と「#」を押すことによって、担当係へお取り次ぎを行います。
 なお、お問合せ先の「部門コード」がご不明な場合は、「9」と「#」を押すことによって「部門コード」の案内が流れます。
 また、初めてお問合せをする方やお問合せ先がご不明な方は「1」と「#」を押していただくことにより、総合案内へお取り次ぎします。
 (ダイヤル式の電話機をご使用の場合は、アナウンス終了後に総合案内へおつなぎしますのでそのままお待ちください。)